

## 大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項に基づく変更の届出について、説明会に代わり  
掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称	(仮称) ダイレックス芦北店												
所 在 地	葦北郡芦北町大字芦北字西割南 2 2 2 2 番 1 外												
建物設置者	株式会社ヴォール 熊本市南区城南町さんさん一丁目 1 0 番地 7												
変更届出の要旨	<p>(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.</th> <th>出入口の数</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td> <td>2 箇所</td> <td>建物敷地東側・出入口No. 1、出入口No. 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.</th> <th>出入口の数</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td> <td>2 箇所</td> <td>建物敷地東側・出口No. 1、入口No. 2</td> </tr> </tbody> </table>	駐車場No.	出入口の数	位 置	駐車場	2 箇所	建物敷地東側・出入口No. 1、出入口No. 2	駐車場No.	出入口の数	位 置	駐車場	2 箇所	建物敷地東側・出口No. 1、入口No. 2
駐車場No.	出入口の数	位 置											
駐車場	2 箇所	建物敷地東側・出入口No. 1、出入口No. 2											
駐車場No.	出入口の数	位 置											
駐車場	2 箇所	建物敷地東側・出口No. 1、入口No. 2											
変更する年月日	令和 6 年 1 2 月 1 4 日												
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	<p>【縦覧場所】 熊本県商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課 熊本県県南広域本部 芦北地域振興局 総務振興課</p> <p>【縦覧期間】 令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 7 年 4 月 2 0 日</p> <p>【意見書の提出先】 熊本県商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課</p> <p>※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に県に対して、大規模小売店舗を設置する 者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提 出することができます。</p>												
<p>○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。</p> <p>株式会社エス・ティ・イー総合企画 熊本県熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地千里殖産ビル 1 F TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283</p>													